

第3回川口市自治基本条例策定委員会会議録

川口市自治基本条例策定委員会

目 次

第3回川口市自治基本条例策定委員会出席者・欠席者一覧表	1
第3回川口市自治基本条例策定委員会会議録	5
1 開会	6
2 傍聴の許可について	6
3 委員の退任の報告について	7
4 各検討部会の活動経過報告について	7
5 運営調整部会の設置及び委員の承認について	3 4
6 その他	3 6
7 閉会	3 6

第3回川口市自治基本条例策定委員会出席者・欠席者一覧表

1 開催日時 平成19年11月7日(水)

開会 午後 6時30分

閉会 午後 8時20分

2 開催場所 川口市職員会館 3階体育室

3 自治基本条例策定委員会出席委員

	氏名	備考
委員長	立石 泰広	市議会議員
副委員長	金井 利之	東京大学大学院法学政治学研究科・教授
副委員長	平 修久	聖学院大学政治経済学部・教授
副委員長	佐藤 徹	高崎経済大学地域政策学部・准教授
副委員長	三宅 雄彦	埼玉大学経済学部・准教授
副委員長	石井 良一	滋賀大学産業共同研究センター・客員教授
委員	増田 征則	川口機械工業協同組合
委員	砂沢 学賦	川口青年会議所
委員	湯本 孝子	ファミリーサポートセンターサポーター
委員	小川 裕子	日本ガーディアン・エンジェルス川口支部
委員	北原 伸泰	川口市民生委員児童委員協議会
委員	永瀬 恒夫	朝日地区連合町会長
委員	光田 直之	市議会議員
委員	木岡 崇	市議会議員
委員	岩澤 勝徳	市議会議員
委員	松本 英彦	市議会議員
委員	豊田 満	市議会議員
委員	大関 修克	市議会議員
委員	阿部 ひろ子	市議会議員
委員	金子 信男	市議会議員
委員	浅羽 理恵	公募委員
委員	庵地 眞見	公募委員
委員	碓 康雄	公募委員

委員	石井 邦夫	公募委員
委員	伊田 清	公募委員
委員	伊田 昭三	公募委員
委員	大崎 行雄	公募委員
委員	落合 祥二	公募委員
委員	神尾 裕子	公募委員
委員	河合 恭平	公募委員
委員	小島 勉	公募委員
委員	佐藤 一毅	公募委員
委員	篠田 直毅	公募委員
委員	鈴木 忠寛	公募委員
委員	高橋 清	公募委員
委員	塀和 光二郎	公募委員
委員	長谷川勇太	公募委員
委員	林 美恵子	公募委員
委員	堀 啓映子	公募委員
委員	宮原 美佐子	公募委員
委員	森 雄児	公募委員
委員	山田 幸子	公募委員
委員	吉澤 康博	公募委員
委員	吉田 順子	公募委員

4 自治基本条例策定委員会欠席委員

	氏 名	備 考
委員	池田 嘉明	市議会議員
委員	團野 純子	川口商工会議所
委員	佐々木 秀夫	川口鋳物工業協同組合
委員	椎橋 美孝	川口農業青年会議所
委員	中村 純司	日本労働組合総連合会埼玉県連合会・川口地域協議会

5 その他の出席者

	氏 名	備 考
事務局	村川 勝司	企画財政部長
事務局	押田 善司	企画財政部次長兼総合政策課長
事務局	永井 克昌	総合政策係長
事務局	三野 悟	総合政策課主査
事務局	中村 美智江	総合政策課主査
事務局	二俣 祐二	総合政策課主任
事務局	小野 秀憲	総合政策課主任
事務局	松木 利史	総合政策課主任
事務局	中山 知樹	総合政策課主事
事務局	小池 純司	(株)野村総合研究所
事務局	妹尾 昌俊	(株)野村総合研究所
事務局	山口 高弘	(株)野村総合研究所
事務局	小野寺 孝	(株)野村総合研究所

第3回川口市自治基本条例策定委員会会議録

1 開会（午後6時30分）

立石委員長

皆さん、こんばんは。

本日は、お忙しいところ、第3回策定委員会にご参集いただきましてありがとうございます。

これより第3回川口市自治基本条例策定委員会を開催いたします。

本日の出席委員は半数以上でありますので、この会議は成立しております。

会議の内容につきましては、次第にもありますとおり、委員の退任の報告、各検討部会の活動経過報告、運営調整部会の設置及び委員の承認についてでございます。

それでは、皆様方のご協力をいただきながら、順次、会議を進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

2 傍聴の許可について

立石委員長

初めに、傍聴人についてお諮りいたします。

本委員会では、特に定数を設けず、できるだけ多くの方に傍聴をと、前回の会議で決定をさせていただきましたので、この点を最大限配慮してまいります。

また、本日策定委員会の後に開会を予定しております運営調整部会での傍聴も、改めて傍聴券をいただくのではなく、この会議の傍聴を申し込んでいただいた方は、運営調整部会も傍聴ができるという形にいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議なし

立石委員長

それでは、異議なしということですので、そのようにさせていただきたいと存じます。

本日の委員会を傍聴したい旨の届け出が7名の方から提出されておりますので、これを許可したいと思います。

それでは、傍聴人の方、どうぞ。

なお、この後、傍聴に来られた方につきましては、私の方で許可することなく、そのまま入場していただくこととさせていただきます。

それでは、早速会議を進めてまいりたいと存じます。

3 委員の退任の報告について

立石委員長

初めに、次第の2 委員の退任の報告について、事務局から報告を願います。

総合政策課長

委員の退任の報告についてでございます。

平成19年9月5日付で青山恵子委員から、一身上の都合により、策定委員会委員を退任する届け出が提出されましたので、ご報告申し上げます。

聞くとところによりますと、退任の理由は、ご主人の転勤によるものとのことであり、また、青山委員は第5検討部会に所属しているところでありますが、現在第5検討部会は部会員9名により部会の会議が開催されておるところでございます。したがって、この策定委員会は49名により今後運営してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

立石委員長

ただいまの報告のとおりでございます。よろしく願いいたします。

4 各検討部会の活動経過報告について

立石委員長

続いて、次第の3 各検討部会の活動経過報告についてでございますが、こちらにつきましては各部長からご報告をいただきたいと存じます。

なお、質疑に関しましては、部会ごとにやっていきますと、最後の部会になった時に短くなったりすることもありますので、第1検討部会から第5検討部会まで通して部長さんにご報告をいただいて、すべての活動経過報告が終わった後に、一括して質問をお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず第1検討部会の金井部長から、順次お願いいたします。

金井部長

皆さん、こんばんは。第1部会の金井でございます。よろしくお願いいたします。

第1部会の資料をご覧いただくと部会をここまで6回しかやっていません。ほかの部会の開催回数を見たら、我々の部会は回数が少なかったということですが、皆さんの部会も一生懸命にやられていたと思いますが、実は我々も苦労してきたということがあります。部会の合間にもさまざまな資料を見ながら、あるいは記録を振り返

りながら、川口市政の歴史を振り返りながら、今後の自治基本条例のあり方を考えるための知的インフラの整備といえますか、基礎的な作業を進めてきたというところですか。

第1回目は、自己紹介と自治基本条例へ期待することを伺った、顔合わせといったものでした。第2回と第3回は、主に川口市史の縮小版であるとか年表を見ながら、川口市政について、特に戦後を中心として、どのような特徴があったのかということ勉強してきました。

いろいろな点が勉強できたわけでありませぬけれども、例えば川口市では市町村レベルで大変珍しく、市議会議員選挙で候補者が政党名を名乗ります。これは川口では常識かもしれませんが、全国的には大変珍しいことであります。そういう意味では政党化が進んでいる、非常に都市化が進んでいたと言えます。政令指定都市と同じような自治体政治の形態をとっています。あるいは鋳物業が有名だったわけでありませぬけれども、現在では業態の転換でマンションのオーナーなどの形になっておりますが、ただし、政治的にはいまだ一定の影響があるという点ですとか。他方、最近、投票率は、これは全国的な傾向かもしれませんが、低下しております。同時に、市政選挙に対する、投票率は下がっていますが、コンプライアンスに対する関心というのは高まっています。等々と、いろいろなことが見てとれたかなあというふうに思っています。

特に、川口市はもともと鋳物業が大きな産業の中心だったわけでありませぬ、それは全体的に業態が変わっていく中で、マンションのまちになりつつあるという実態の中で、コンセプトとして総合計画を振り返ってみますと、「産業文化都市」というようなことを基本的な市の目標にしていました。やはり産業を維持しつつ、しかし、同時に文化都市というのを掲げていたということで、何らかの文教政策を求めていたということがわかるわけです。一方で、マンションのまちになりつつあるということで、新住民とのどういうコミュニティをつくっていくのかというところが、一つの大きな問題でありました。もう一つは産業という場合に、工業のまちというイメージがあるわけでありませぬ、他方では自然とか緑というものを、総合計画の中にどういうふうに位置づけていくのかというのに、かなり苦労していたのではないかと伺えるかなというところでありませぬ。

以上が文書をもとにした勉強だったわけでありませぬ、その後、実際に川口市政にかかわった、あるいは、見てきた方からお話を伺おうということになりました。部会が1回、台風で流れたということがありましたが、歴史を振り返りますと、昔は洪水が起きて大変だったということもあったわけでありませぬ、今では台風が来たからといってどうこうないということに、変わってきたということではあったわけです。まず第4回目は、永瀬前市長にお話を伺いました。市政を担っていただいた方でありませぬ、非常に昔からいろいろな思いがあるということは何えたわけでありませぬ、特に「市民と住民が違う」というのは、永瀬前市長の一つの考え方で、これは大変お

もしろいものでした。市政に肯定的か否定的かということよりも、関心を持っているということに対して、非常に意義のあるということを考えてこられた。あるいは総合計画でも学びますけれども、文化を重視したということ。それから、川口駅前の再開発、これは「まちの化粧直し」であるといった印象的な表現がありまして、まちのイメージというのをどういうふうにつくるのかという、大きな戦略的なねらいがあったというようなお話を伺ったというところでもあります。

他方、今日では市の例規集の中で、ホームページでも公表されておりますが、そこに「まちづくり基本条例」というものがあって、あたかもニセコのまちづくり基本条例であるかのごとく条例があるわけではありますが、永瀬前市長に伺ったところ、「覚えてない。」というふうに言っておられまして、ほとんど機能していないという実態がわかりました。マンションの乱開発を防止しようという意図でつくったらしいのですが、ご本人は覚えていないというのですから、余り重要だと思っていなかったのではないかということです。自治基本条例をどうせつくるのであれば忘れてしまう条例ではなくて、岡村市長が後に覚えているというふうに言ってもらえるものをつくっていければいいなあ、などと私は思いながら聞いていたというところでもあります。

次は、第5回目ですが、「産業文化都市」というようなビジョンを出している総合計画について、当時、課長として策定に携われておられた中山さんにお話を伺ったわけです。総合計画は、自治体はゆりかごから墓場までと言われておりますように、非常に「総花的になるのは当たり前」とされたうえで、その中でどういうふうな特徴を出すのか、特に「総合計画には規範性というのを込めていた」ということでもあります。この規範性というのは、恐らく自治基本条例ができていく中で、自治基本条例でも引き継がれていくものであろうということも感じたところでもあります。もう一つ重要なことは、規範ということで市長をも縛る規範性をイメージしていたということでしたので、大変興味深いことでありました。現実にはそういうことがあったということではなくて、仮に市長が「殿、ご乱心を」となった場合も総合計画で、そういうことがあってはならないというような意味で押しとどめるといった機能を期待していたということがあるというのは、大変新鮮なお話でありました。

市民参加については、今から見ると不十分であったかなあということではありますが、策定段階から議員の方に参加してもらおうというのは、川口の一つの考え方として特徴的であったというふうに思います。

第5回目には、市民活動をやっておられる福島さんという方から、お話を伺いました。川口市におけるコミュニケーションがまだまだ不足しているといったこと、あるいは余りにも永瀬前市長と非常に似ている言葉でありますけれども、関心というものをいかに持つかということ、あるいは知らないということを感じくということはいいいというものを感じているといったことなどがありました。現実には参加する人は非常に多くないという、市民参加の場を設けても、ほとんど閑散としてしまうというのが

実態としてあるけれども、その一方では意味を考えていくことが、やはり機会は開かれている、しかも一定の機会が開かれているというものをより広めていく必要があるのではないかというお話を伺ったところです。

第6回目は、総合計画の「産業文化都市」の中で、市としてビジョンを掲げていた文化教育面からということで以前の教育長の栗原さんにお話を伺ったわけであります。振り返ってみますと、昭和22年に川口プランがあったとか、昭和30年ごろは、西の西宮、東の川口と言われたくらい、非常に古くは、さかのぼっていくと非常に立派であったということでした。いつしかそれが何か目立たなくなっていくということになるわけでありますが、しかしながら、それでもいろいろなことをきちんとうまくやっていたということであります。例えば、中学校の水泳部が県大会で優勝したということを引きかけにプールを作って、それを全市的に広めていくような戦術的な一面であるとか、いろんな面で、実は振り返ってみると国の施策を、かなり先取りするようなことをしていたということがあったわけです。しかし、一方では進学問題というところでは、かんたんに東京へ行ってしまうというような川口固有の問題を抱え、文教関係者は悩んでいたのではないかなあというような話をちらっと伺うことができました。

大体、第1検討部会は、こうやって昔の話を聞いて、なるほどなと思いながら川口市のイメージを立体的に今、形づくっておりまして、勉強している最中だということであります。詳しくは、議事録でご覧いただければと思います。特にインタビュー記録についての議事録は、詳細なものをつくっております。要約版ではなく、逐語録で起こしておりますので、それは記録が固まり次第、皆様の閲覧にも供せると思いますので、ぜひご参考にしていただければというふうに思います。

私の方からの報告は以上です。

立石委員長

ありがとうございました。

続いて、第2検討部会の平部会長からご報告をお願いします。

平部会長

皆さんこんばんは。平です。それでは、第2検討部会の報告をさせていただきます。

第2検討部会は、議事として協働とか市民参加、そういった観点で議論を進めています。それでですね、2ページにこれまでの検討議題というのがあるわけですがけれども、皆さん、メンバーの皆さんが市民活動等やってらっしゃる、詳しい方が多いものですから、その辺から議論を始めました。一通りそういった実体験の、まわりの方のお話が出たところで、第2検討部会、どんな項目で話そうかということで、2ページの左側の図、それから右側の検討議題、こういったものの予定を立てました。

検討事項のポイントということで、条例ができた時に条例にでてくるのは、市民のあり方、行政のあり方、議会のあり方があるだろう。それから、協働といいますと市民と行政、市民と議会という関係は当然出てくるだろう。この図ですね、うっかりして行政と議会との矢印がないんですが、ここは今後の課題になるかと思えます。

それで、この三つの議題があって、上の方に川口市の目指す未来とありますが、矢印一方方向になってますが、今考えてみると両方向にした方がいいかなと個人的に思っています。全体として意思決定のルール、左にあります。これ協働参加の意思決定になると思えます。それから全体として自治基本条例の性格と範囲、こういったようなことで、丸の数を掛けると1から10まで項目出しをしました。

オーソドックスにやると、1から話すべきかもしれないんですが、話しやすいところからということで、順番どおりじゃなく右側の実施した内容、今後の予定からいきますと順番めちゃくちゃで進めています。項目ぶつ切りにしたんですが、それだけに絞ってじゃなくて、幅広い意見が出てきてるということです。左側の方で括弧のところは、現在議論中、それから今後検討ということです。

議論の内容は、3ページ以降に細かく書いております。全部読むと時間ありませんので、かいつまんで説明させていただきます。これらの意見は、出された意見ということで、個々の件についていいとか悪いとか絶対条例にいれようとかこういった議論は今後することになっています。

まず、自治基本条例の性格と範囲ということで、特徴としては最高法規性があるでしょう、それから普遍性をもつ必要があるでしょう、それから継続性ですね、せっかくつくった条例を末永くみんなで検討しましょうというようなところです。

内容に関しては、ちょっと目新しいかと思いますが、時間軸でみた目標設定したらどうだろうということがあります。まあ、その関係で中長期的なチェック体制が必要でしょう。

もう一つ、継続性といいつつ必要なところは変える必要がありますので、条例の変更に関しては変更のルール、きちっと担保した方がいいですね。それから、内容に関して最高法規ということだけではなくて、この条例をもとにして市民がもっと活発に活動ができるようにということで、市民参画についての言及も入れたいですね。一方で市民の求心力ということで、社会的に孤立した人たちとの地域の配慮をしましょう。

4ページ目ですが、ちょっと違和感あるかもしれませんが、市民の定義に関しては、全体を通じた統一的な定義は非常に難しいだろう。いわば自治基本条例の関係者がいろいろいてですね、各項目に応じて一体市民はどこまでとするかという議論が必要でしょうということが出ています。表現方法に関して、わかりやすく具体的にということが出ております。

それから、5ページ目ですが、次は市民と行政の関係ということですね。協働に関

していろいろ意見、提言をしました。協働に関しては、定義は幅広くとっておきましょうということになってます。ですので、一緒にやる協働、一緒にやらない協働、違和感持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、四角で囲んであるような両方のタイプということですね、これも全部考えてみましょうという話です。とはいいつつ、振り返ってみると、行政に依存してきたのではないかとということでその辺の意識を変える必要があるでしょう。それから市民と行政は互いに補い合う必要がある。

それから、市民意識の違いというのは市民活動にも、行政主導、市民主導、両方のタイプがありますが、市民主導の方が意識が高いですねという点ですね。一方で、立ち上がりに関しては、行政の積極的な支援も必要な場合が多い。それから、町会、市民団体と行政との関係改善、こういったことも大事ですねということも議論しています。

6ページに行きます。今度市民のあり方、取り組みですが、要は市民自身に求められることというような意見がでたところです。個人単位で市民活動、地域活動やってらっしゃる方もいれば、そうでない人もいるなど、それから、市民といってもいろんな特性を持った人がいますので、互いに補い合う必要がある。それから、メンバーの中に連合町会長さんいらっしゃいますので、町会の活性化、これ川口は町会がかなりしっかりしてるということもありますので、それをより活性化する必要があるでしょうと。

一方で、市民によるまちづくり協働組織をつくったらどうか。良好な関係を持つ社会をつくる必要があります。

それから、市民活動を活性化させるための行政のあり方、これに関してはいろんな支援が必要で、資金に関する支援、ネットワーク、情報に関する支援、それから人的支援が求められると。それから、協働活動への行政の参画。

次は、協働を進めるための行政のあり方ということで、ここでは広報活動、それから情報公開、それから行政内の組織の整備、こういったものが必要でしょう。

それから、行政職員の意識改革もやっていただく必要があるのではないかと。それから、行政の政策運営に関しては現場の視点からの住民ニーズの把握、それから仕組みとして協働事業コンテストとか提案制度、こういったものが意見として出されている。それから、人材育成、こういったことが望まれる。ただこれは市民側の一方的な意見でして、行政の方の意見などは、まだ聞いていません。

それから、最後ですけれども、自治基本条例の策定過程に対する期待としては、我々だけではなくて、一般市民をいかに巻き込むかその関係で自治基本条例に関する議論をすることが必要ではないかというふうに言われてます。この辺は、運営調整部会で順次ご提示いただけたらいいのではないかとということになっています。

第2検討部会の報告は以上です。

立石委員長

ありがとうございました。

続いて、第3検討部会の佐藤部会長からご報告をお願いします。

佐藤部会長

皆様、こんばんは、佐藤でございます。第3検討部会は行政経営という仕組みを考えていこうというものです。この第3検討部会の進め方自体、特に私自身が気をつけた点というのがございまして、それはできるだけ部会のメンバーの皆様のご意見を引き出していこうと、引き出し役に徹するということと、それとできるだけ民主的に進めていこうというものです。

それで、行政運営といいますと、非常にかたい内容でございまして、ある程度必要な専門的な知識というものも踏まえた上で、これをどう自治基本条例の中に反映させていくことができるのかという点でございます。

それともう一つは、行政経営と一口に申しましても、どこまでを範囲としてとらえるのか。その後の行政の中に経営的視点を入れるというのは、さほど歴史的に見ても古くはなくて、ここ10年、10何年ぐらいのことではないのかなというふうに思っております。

それで、資料の2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。3ページは、フロー図が出ております。まず、第1回目は、自治基本条例に対する期待ということで、簡単な自己紹介と意見交換を行いました。

その後、第2回目ですね、行政経営の現状と課題について把握するというので、ここでは特に行政経営推進室の担当の方にお越しいただきまして、川口市における行政改革の取り組み、例えば実際に行政経営品質の向上に関する運動をやっていたりとか、アセット・マネジメントの取り組みをやっているとかですね。それから、行政評価に向けて、今内部で検討されていて、もうすぐこれもオープンになるとお聞きしておりますが、そういった取り組みについてお伺いをいたしました。

その後、質疑応答をして意見を出し合い、第3回目では行政経営の全体像というものをまず把握しようということになりまして、そこで私の方から行政経営の全体の枠組み、私の考え方ですけれども、簡単にお示しをして、それに対して今後皆さん、どのような次元で取り組んで、あるいは検討していったらいいですかということで、第3回目で初めてワークショップをおこないました。KJ法によるワークショップで、付箋を使いながら1人、5分、10分、時間を差し上げて、どんどん意見を書いていただき、それを模造紙の上に出して行って、同じようなご意見をグルーピングするというのをやりました。

そうした結果、第3回では大きく6つの視点が抽出されました。3ページに書いてありますが、総合計画、予算編成、市民参加、議会、組織人事改革、意思決定の仕組

み、この6つをとりあえずは考えていこう、検討していこうということです。基本的には一つのテーマを1回で議論しましょうということになっています。現在は11月の1日時点で4つ目の議会というところまで終了しております。

今後の予定といたしましては、第8回の部会、11月22日の木曜日に組織人事改革を検討いたします。それから、12月の6日木曜日、第9回の部会で意思決定の仕組みをやります。もう一回、12月14日というのを設定しております、第10回目の部会になりますけれども、ここでは何をやるかという、総合計画とか予算とか評価とか、組織人事とか市議会とか意思決定、それぞれ行政経営のパーツ、パーツを検討していったわけですが、それらが相互に連携し合っているわけです。例えば、議会と予算、議会と市民参加、総合計画と行政評価など、相互に連携しているわけですね。そのリンクの部分を考えていくことを予定しております。

第3回目で6つのテーマを抽出した後、4回目以降、先ほど申しましたように各テーマで検討しております、実際、限られた2時間をどのように使っているかということで、私もかなり頭を悩ませましたけれども、できるだけ効率的に意見を出していただく、例えば2時間を前半、後半に分けて、前半はそれぞれ川口市の現状を知るために、例えば予算編成の現状ということであれば、財政課長にお越しいただいて、20分程度川口市の予算編成の現状をお話いただく。その後、30分ほど質疑応答の時間を設けまして、少し休憩を入れ、50分程度ワークショップで意見を出していくということをしています。同様に議会と市民参加についてもやりました。結構意見が出るもので、一人5、6件ぐらいは出ますので、1回で50件ぐらいの意見は出ます。

4ページ以降、9ページをごらんいただきますでしょうか。9ページですと総合計画に関するさまざまな意見がありますが、基本的には現状を知ることによって割り切っております。それを踏まえて、どういった問題があるのかいろいろご意見を伺うということと、問題をクリアしてどのような制度にしていくか。もちろん制度だけではなくて、どのように運用すればいいのかなど、多岐にわたってご検討いただいております。

全部説明する間もないので、簡単に説明をしたいと思います。9ページ、ありきたりかもしれませんが、なぜ総合計画なのか、何のための総合計画なのか、総合計画の意義が少し不明確ではないのか。あるいは総計以外にも、役所の中にはさまざまな分野別の計画がございますから、それとの整合性が確保されていないのか、あるいは網羅的過ぎるのではないのか。あるいは施策とか事業の優先順位があいまいではないのか、はっきりしないのではないのかといった計画の内容に関するご意見があります。市民感覚での指標や、計画の目標設定に関することであるとか、計画の策定プロセスに関する問題として、しっかりと住民参画が図られていないのではないのか。市民への周知が十分ではないのではないのか、総合計画に関する本質的な議論がな

されていないのではないかとといったようなご意見がありました。

計画の目標設定がされていないのではないかと、あるいは計画の実効性が問題でありますけれども、これをどう確保していくのかという論点からは、例えば計画をつくっただけじゃなくて、予算とどう結びつけていくのか、この関係性が不明確ではないのかとか、あるいは計画に掲げた目標が行政の組織であるとか、職員に浸透していないのではないのか、あるいは目標達成のインセンティブをどうするべきかなど、さまざまご意見をいただいております。

12ページ、予算編成ですと、予算編成プロセスに関して、予算のチェック機能、本当に市民のための予算になってるのかどうかといった点が議論されました。予算額の妥当性をどのように検証していくのか、なかなか予算というのは、市民にとっては見えない部分でありまして、改めて財政課長さんから話を聞くことで、こうだったのかというような驚きもあったようでございます。私も勉強になりました。市民の税金の使い道というのが予算でございますので、予算のわかりやすさ、それからその公開というのも、今のところ少し工夫がないものかなというようなご意見もありました。

そういう意味でいくと、予算編成に、市民参加という点を取り入れることはできないのか、あるいはメリハリ、選択と集中ができてないのではないかと、総合計画で示されたような市の大きな方向性とかビジョンとの連携ができてないのではないかなど、そういったご意見もありました。

次に、14ページをご覧ください。歳入歳出の話でありまして、歳出を減らし、歳入をふやすような、そういった取り組みというのは考えられないのか。それに対して民間にいらっしゃる経験などからいろいろご意見がでました。それから、一般会計と特別会計を見た場合、特別会計がかなり一般会計並みに肥大化してるのではないのかといったご意見もありました。

それから、市民参加に関しては、他の部会でも議論されておりますが、同様に、市民の意識改革の方が結構大事ではないのか、考えてみると、川口市において市民参加ってどう定義されてるのか、協働ってどう定義されてるのかということ、改めて問い直す必要が自治基本条例の策定の際に必要なのではないのかといったご意見もございました。

それから、審議会のメンバーに関しての意見であるとか、参加主体の拡大、市民が参加しやすい状況をつくり出すことが必要であるとか、あるいは行政が何々してくれないからと要求するばかりでなく市民の意識改革も必要ではないのかという意見がありました。

それと最後に、自治基本条例をつくって、それで終わりにするのではなくて、市民参加の観点から、それを制度的に担保する上で、例えば自治基本条例制定後も市民参加の機会をつくるというのも、一つの手じゃないかというご意見もありました。詳しくは議事録をご覧ください。

第3部会からは、こういった形で報告させていただきます。どうもありがとうございました。

立石委員長

ありがとうございました。

続いて、第4検討部会、三宅部会長からご報告をお願いします。

三宅部会長

こんばんは。第4部会の三宅です。

第4部会は、大きなテーマを市民と条例の関係から自治基本条例を考えるということで問題を設定しました。自治基本条例が一般の市民の方に対してどういうインパクトを持つのか、あるいは市民の方が自治基本条例をどのように使うのか、使っていくのかというような観点から、この問題を考えていきたいと思っております。

進め方としては、事前に細かい課題を設定するというよりも、その都度テーマを設定して、そこから出てきた問題、あるいは課題に対して論点を設定していくという形で議論を進めております。細かな内容は、議事録に書いてございますが、今日は2つの論点について、お話をしたいと思います。

一つ目は、これまでのスケジュールと扱った論点が何であるかについて、それからもう一つは、議論の内容について、どのような議論をしたのかというところを説明します。

まず、2ページをご覧いただきたいと思っております。これまでのスケジュールと論点ですが、今のところ7回ほど会議を開催しております。ただ、ご覧のとおり、これも後でご説明いたしますが、第6回とか、あるいは第5回、第7回の会議の中で、ほかの部会と違うところであると思っておりますが、副会長の選出方法についての議論に若干時間をかけております。

従いまして、具体的な議論の内容は2つであり、先ほど申し上げた市民と条例の関係という問題、つまり我々の本題の話と、もう一つは、それと密接に関係しております策定委員会のあり方とか、あるいは部会運営のあり方とか、あるいは副部会長選出の方法とか、そういった策定手続きに関する話がもう一つのテーマとなっております。

次に、3ページを見ていただきたいと存じますが、これは先ほど申し上げた我々の本題、市民と条例との関係ということで、結果的には概ね3つの論点が出てきました。もっとも、この論点を出す前提として、1から議論を進めていくというよりも、まず出口から見てみることを試みてみました。つまり、既に先行する自治基本条例のケースもかなりありますが、代表的な例を事務局と相談しながら、川崎市と大和市と札幌市とニセコ町の4つを具体例としてピックアップいたしまして、これを各委員の方に見ていただき、その感想をいろいろ述べていただきました。大体どこも非常に似てい

るという指摘がございまして、さらに、議論の余地はあるものの似ているから違うものをつくるべきだという指摘、似てしまうのは仕方がないが策定手続きが大事だという指摘がありました。結果的には、川崎、大和、札幌、ニセコ、どこの内容も大幅に違うという認識は、我々の中ではなかったということです。

その上で、3つのテーマを設定いたしました。1番目は、各自治体の自治基本条例の特殊性というものが不明確ではないかという問題、これを一つ目の論点として設定いたしました。

それから2番目として、自治基本条例の最高法規性についてです。条例の上には、憲法や地方自治法などの法律が位置付けられますが、この自治基本条例と憲法、地方自治法との関係が不明確ではないかという問題を2つ目の論点として設定いたしました。

そして3番目は、自治基本条例において、自治体が具体的にどういう任務を負うのか、環境保護だとか、あるいは災害対策や防災の問題であるとか、こうしたさまざまな問題が、今日の自治体を取り囲んでいるわけですが、これらの問題点が必ずしも明確になっていないということ、3つ目の論点として設定いたしました。

現在、話ができているのは、2つ目の論点までですが、まず1番目の論点については、川口市の独自性とか特殊性をどのように把握していくのかということです。第1部会では歴史がテーマということから、その辺りをかなり詳細に議論していると理解しておりますが、我々第4部会では、川口市にお住まいの委員の方々の市民としての経験、体験などから、そういった独自性、特殊性を語っていただくということを行いました。

それから2番目の論点は、憲法、地方自治法との関係を明確にするということについて議論いたしました。3番目の論点については、これからテーマを設定し議論したいと思っております。

これまでの第4部会としての具体的な成果あるいは結論としては、さまざまなご意見をいただいた中で、それを部会の統一した見解という形にまとめるところまでできておりません。しかしながら、大体の傾向としては、いろいろな材料は出てきていると思っています。例えば4ページを見ていただきますと、これは市の独自性、特殊性という観点から、川口市の強みとして挙げられたもので、アクセスのよさとか、緑が多いとか、ものづくりの街などが挙げられ、5ページには、逆にネガティブな点になるかもしれませんが、川口市の課題ということで、地場産業の衰退、住環境の課題、言い換えれば環境破壊の問題、あるいは川口市域内における地域間格差の問題などが論点として挙げられました。

次に、6ページ、こちらも独自性、特殊性として、最近の川口市の変化に関して、ここでは専ら東京のベッドタウン化について、これが特に進行しているのではないかという指摘が皆さんから出されました。

さらに7ページについては、そのほかの課題として、新住民やマンション住民と旧

来からの住民をどのように統合していくのか、融合していくのか、あるいは合併の問題として具体的には鳩ヶ谷市との合併をどうするのか、あるいは開発の問題をどうするのかというような指摘がありました。

そして、8ページに今後の取り組むべき課題として、4つ挙げておりますが、こうした問題も指摘されました。

それから9ページに参りまして、これは我々の2番目の論点となりますが、憲法、法律、それと自治基本条例の関係をどのように考えるかという問題を設定いたしました。もちろん自治基本条例だけが自治体の根本的な原理を決めるわけではなく、憲法や地方自治法によって原則が定められています。例えば、市長という制度を廃止しようにも憲法がそういうことを禁止しているわけで、市議会を廃止しよう、要らないといってもそういうことはできない仕組みになっているわけです。従いまして、憲法や地方自治法などにより国が定めているルールと、自治基本条例との関係をどのように捉えるのかという問題を私から説明いたしまして、各委員から幾つかご意見をいただいたところです。

さらに、10ページですが、団体自治及び住民自治の説明をいたしまして、いろいろ条例に盛り込みたい内容を議論していただきました。

そして、我々の本題とは若干外れるかもしれませんが、しかしながら、非常に密接な関係を持っていると考えられる部会の進め方や調整部会のあり方などの問題についても、非常に熱心な議論がございました。とりわけ調整部会については、今後どうあるべきなのか、我々第4部会はどういうスタンスで臨んでいくのか、あるいは全体会の進め方など、50人ではなかなか細かい議論はできませんので、部会の中で意見の交換をいたしました。特に幾つか強く出された意見としては、先ほど出ておりました市民参加の問題、パブリックインボルブメント(P I)の問題、P Iあるいは「まちかど懇談会」をいつ、どのように実施するかなどの意見が出され、さらに、こうしたことは是非とも行うべきとの意見がありました。さらに、これらの問題は、調整部会でも検討してもらいたいという意見も強く出されております。

ちょっと早口の説明で申し訳ありませんが、第4部会からは以上であります。

立石委員長

ありがとうございました。

それでは、最後に、第5検討部会の石井部会長からご報告をお願いします。

石井部会長

第5部会の石井です。私たちは、ガバナンスという視点から議論しています。

市の主体は議会とか市民ですけども、それぞれの関連性がどうあるべきかなあということで、それを明確にすることだと思えます。次ページにありますように、その仕

組みを考えるにしても、川口市はどんな市になりたいかと、そのために一体どんな今問題があるのかというところを第1回、第2、3、4で議論して、少し監査とかいう議論にしています。

今後は、少し住民投票なんかも含め考えていきたいというふうに思っておりますが、まず3ページに最初の第1回目で委員の方々の意見を整理してみましたけども、ここにいる方も同じような考えだと思いますけども、将来の子供たちに残す自治基本条例、それにかかわることで非常にわくわくしている。ばらばらになった市民をつなげる役目を果たするのが自治基本条例ではないかということで、プロセスも重要だという見解でした。

実際に一つのテーマを、立場の異なる人たちが議論するというところで、非常に皆さん積極的に意見に参加していただいておりますが、よく考えると、こういう場をつくるのが、これからの川口市民に必要なのかなあというふうに思っているところです。

4ページですけども、先ほど第4検討部会と同じようなキーワードが並んでおります。将来に渡って川口市で大切にしていきたいもの6項目を挙げていただきました。

それから、5ページには、では今何が市の課題だろうということで、川の浄化から町会の改善というような4点。次のページと合わせて8点がですね、少し課題ではないかという意見がありました。

7ページには市政運営、自治で改めるべきこと、変えた方がいいことということで、市民よ、もう一歩前へとか、議会をもっと開かれた運営にすべきだとか、行政は業務の仕分けをやるべきじゃないか、市長は多選についてどうなんだろうと、そんな意見が出たところでございます。

続いて、8ページで、住民と議会との関係性というところで、まず監査というところを取り上げて考えてみました。監査については、市の庁内の中には監査委員、監査事務局があるわけですけども、監査事務局の事務局長さんからお話を伺って、少し議論をしております。

9ページの右側が内部監査についての議論ですけども、50万人もいる中で、本当にきちんと内部で監査できてるんだろうかというような意見がありました。

それから、10ページでは、外部監査について少し議論を発展させております。外部監査、外の目で市政運営をチェックするということですけども、中核市以上では実施義務があるわけですけども、川口市は外部監査という制度はまだ取り入れておりません。このあたりは今後必要かどうか、また引き続き全体の中でも考えていこうかなというふうに思っております。

続いて、13ページですけども、監査と違う機能として、オンブズマンについても少し議論をしました。市民の苦情をきちんと受けとめて、適切に改善すべきことは改善していくということで、川崎市の例を取り上げ、ぜひ導入すべきかどうかについて議論をしたところでございます。

15 ページに、外部監査、オンブズマンについてのメンバーの意見を整理しておりますけれども、今のこの段階ではまだ結論が出てない、論点出しということにしておりますけれども、引き続き考えていきたいテーマのひとつだと思います。

以上でわたくしからの説明を終わります。

立石委員長

ありがとうございました。

各部会、第1検討部会では、本市の歴史的経緯から考える自治基本条例、第2検討部会では、市民との協働の観点から考える自治基本条例、第3検討部会では、行政経営の観点から考える自治基本条例、第4検討部会では、市民と条例のかかわりから考える自治基本条例、最後の第5検討部会は、本市の統治（ガバナンス）から考える自治基本条例、それぞれの部会がそれぞれのテーマに沿って部会を開催してきた経緯を振り返りました。

今、それぞれの部会長さんからは、時間の都合もあり、少しはしょった説明であったかなというふうに思います。それぞれの部会でテーマが違う議題で部会を進めていましたけれども、内容を聞いてみると、それぞれの部会で同じような議論をしていたことが、この報告で少しわかったかなというふうに思います。

またさらには、第4検討部会では、副部会長さんの選出や会の運営等について、多くの時間を費やしたというようなことも聞きました。

なお、各部会で使われました資料等につきましては、有償のもの、また貴重なもの、さらにはその量が膨大になるものもございますので、後方の入り口コーナーにそれぞれの部会ごとに参考資料を用意しましたので、後ほどご覧いただければと思います。また、貸し出しを希望される方は、事務局まで後ほどお申し出をいただきたいと思います。

それでは、ただいまの報告につきまして、皆さんから質疑がありましたらお受けしたいと思います。

まずは、第1検討部会の金井部会長さんの報告に対しまして、何かご意見、ご質問がありましたら、挙手を持ってお願いします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

最初ですので、まだ、ないかもしれませんが先に進めさせていただき、最後に何かあれば、お願いします。

では、第2検討部会についてご意見がありましたら、お受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

宮原委員

第1部会の宮原と申します。お尋ねします。

非常にこの部会は回数が11回ということで部会の回数が多いのですが、出席率というのはどういう状況になっているのか教えてください。

平部会長

11回というのは今後の予定も入ってまして、今まで終わったのは7回までです。出席率はほぼ全員で、1人お休みになる方がいるかないかで出席率は非常に高いです。

立石委員長

ほかに、第2部会で検討しております市民との協働については、ほかの部会でも結構議題になってることかなというふうに思いますので、何かありましたらご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

伊田（昭）委員

伊田でございます。協働については、協働推進懇談会というところで協働について考えておりますが、そこの連携とか関連について、どのような感じで捉えているのでしょうか。その辺の点をお聞きしたいのですが。

平部会長

そういう組織があるという話を伺ってますが、具体的な連携とか協力とかはしておりませんので、やはり今後の議論を進めるためには、どちらにしても反映させていく必要があると思っております。

林委員

第2検討部会の、4ページになりますけれども、自治基本条例の関係者ということで、こちらの構成について、例えば居住者、住民といった場合、年齢的なもの、世代的なもの、それはどうなっているのでしょうか。例えばある高校の先生なんか自治基本条例について、自分の学校の子供たちの社会科で、何か考えさせたいとかおっしゃったお話も承ったことがあります。例えば中学生、高校生以上ですと、ある面では成人市民と変わらないぐらい深い考えも場合によってはあるかもしれません。そうした意味で、関係者ということで年齢構成、あるいは世代的なもの、どのように位置づけていらっしゃるかお聞きできればと思います。

平部会長

ご質問ありがとうございます。実はそこまで詳しい議論進んでませんで、ただこれに書いてある、住民投票とかという話になると、年齢何歳以上にするかという話にな

ってくる。それから自治基本条例を継続的に市民や利害関係者がコントロールするためには、小中高の児童・生徒に対する教育が必要という理念が出てくるのかと思います。

神尾委員

第1検討部会の神尾と申します。

ずばり第2検討部会では、協働の定義はどのようなものだということで、議論を進められたのでしょうか。目次を見ますと協働の定義というところがあるのですが、内容を見ると協働の定義に関するものが見当たらないので、協働とはこれだといったものがあれば、簡潔に一言でよろしくをお願いします。

平部会長

きちっと定義することを我々あえて避けました。皆さん考えてる協働、いろいろありますので、それを否定しないで、幅広く考えていきましょうと。通常考えているのは一緒にやる協働というのがあると思いますが、それ以外にいっしょにやらない時間、場所は共有しない活動もあるというところまで幅を広げて、今後協働という視点から、いろんな項目を考えていきましょうということなんです。最終的に定義は必要になりますねというふうになる可能性はあると思います。

神尾委員

定義づけが最終段階ということでしょうか。

平部会長

最終的に最後になると思います。

吉澤委員

第4部会の吉澤でございます。

第2部会の7ページのところに、人的支援ということで、人材が必要な場合に対応できるボランティア人材を供給する仕組みをつくるということで、大変難しい話だと思うのですが、どのような議論が出たかお教え願えたらと思います。

平部会長

ご意見が出たという段階で、まだこれ以上の具体的な議論まで進んでいません。今後の課題です。

立石委員長

ほかによろしいですか。

以上でよろしければ、次に第3検討部会についてのご意見、ご質問をお受けしたいと思えます。行政経営から考える自治基本条例、いかがでしょうか。それぞれの部会のことは、皆さん、大体、議論・報告が出来上がっているの、今日初めて資料を見て中々意見を言いにくいかと思えますが、どんな質問でも結構ですので、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

神尾委員

何度も申しわけございません。こちらの検討部会では、総合計画の仕組みや見直しということが最初のキーワードになっておりますけれども、メンバーの皆さんで総合計画をどのくらいの時間をかけて読み込みをなさったんでしょうか。よろしくお願いたします。

佐藤部会長

計画の内容そのものの読み込みの時間でございましょうか。

神尾委員

はい。

佐藤部会長

読み込み時間は、実際部会2時間ですから、その中で実際に読んだりはしませんので、全体の大枠を総合政策課長さんにまず、たしか20分か30分ぐらいポイントを説明していただきました。それで、その説明では十分理解できない部分があるわけですね。それは質疑応答でいろいろと引き出していく。文章を一個一個読むというよりは、総合計画の構成であるとか目的であるとか、どういうふうにつくられてるのかとか、そういった点を中心に検討しています。

山田委員

山田と申します。9ページに、内容が網羅的過ぎるというところがあって、「もう取り組まなくてもよい課題があるのではないか」というふうに書いてあるんですけども、これは何かこういう計画とか、例が出たのでしょうか。

佐藤部会長

具体的な例が出たかはちょっと記憶にはないですね。行政側の説明を聞いて、あるいは計画書を見て、かなり網羅的過ぎる、あれもこれもというような状態でしたので、中には時代の変化とともに住民のニーズが低下したものもあるのではないかとご

意見があったように記憶しております。

豊田委員

7回会合を重ねた中の11月1日に川口市議会の現状と課題ということで捉えられて意見聴会されたと思うんですけど、その時の川口市議会に対する感想とか、いろいろな意見が出たかと思うんですけど、そう言ったところを、もし出来ればお教えいただきたいと思います。

佐藤部会長

ありがとうございます。説明の中で足りなかった部分を補足させていただきますが、当日は、議事課長に説明をしていただいた後、部会の委員である松本議員さんと阿部議員さんに、議員さんの立場でお話をいただき、私たち市民の方も実際にこういう場がなければ議員さんとお話する機会がなかったという状態の中で、どのような活動をされているのかということを中心にお聞きして意見交換しました。私個人の感想ですが、かなりお互いの理解が深まったといえますが、市民は議会に対して批判的なところはもちろんあるんですけども、それと同時に議会改革を、議会の方からだけでなく、市民から、市民の立場でどのような形でアプローチしていくのか、直近の会議で資料には載せてありませんが、そのようなご意見があったように思います。

林委員

済みません。第1部会の林ですけども、第3検討部会では、意見を皆さんから出す方法として、ほかの部会にはないやり方でワークショップを、ポストイット、付箋など使って限られた時間の中で効率よくいろいろな意見がでていると思いますが、そして多く出された意見を今後どのように精査し集約し、包括していくかこの辺のことが、今後、ずっとワークショップの手法を回を重ねるごとに多用されていくかと思いますが、そうしたことが今後、大切になっていくんじゃないかと思いますが、そのへんとのからみでは、今後の論議の持っていく方として、どのようにお考えなのか、ほかの部会の論議の仕方の参考にもなると思いますので、お願いできればと思います。

佐藤部会長

その点に関しては実は部会で議論しておりません。とりあえず年内は行政経営全般にわたるそれぞれのテーマ、それからテーマ間の相互関係というものを学習して、それに対して率直な意見を出していこうという段階でございまして、この資料に出てる、出された意見一個一個の合意形成はしておりません。それぞれ個々の意見の集合体ということで分類した段階です。ですから、ひょっとしたらここで多数決をとってみたら、ぱたっと意見が変わるかもしれませんし、今後これをどのように発散から集約へ

していくか、恐らく第3検討部会だけの取り組みだけじゃなくて、運営調整部会の中でそれぞれご意見が出てくるもので、全体の中で、今後この意見をどのように集約していく、また、別の形で加工していくのか考える必要があると思っております。

小島委員

第4部会の小島でございます。

6ページに議会のあり方と課題、組織人事改革に関する相当突っ込んだ意見が載っておりますが、これらの補足説明を簡単に結構ですのでお願いしたいと思います。

佐藤部会長

組織人事改革は、実は本格的にこれをとらえて議論するのは、実は11月22日、次回です。これはまず行政経営のテーマ出しの中で出た意見でございます。ただ、これまでも人事のあり方というのは出てまして、例えば市民参加とか協働といったような場合に、例えば住民の場合は人事異動もないわけですね。しかしながら、ずっと一緒に協働でやってきた職員の方は組織として何年に1回か人事異動があるということで、せっかく協働に向けて信頼関係ができてまた一から住民は行政職員と関係構築しなければならないといった点が議論されています。また、総合計画や予算の中でも人事のことは意見がありました。

堀和委員

第4部会の堀和と申します。

行政経営の観点から一つひとつ研究を重ねられているようですが、例えば予算編成と自治基本条例との関連というのが出てないような気がします。ワークショップ形式の検討の中でどのような意見がでたのか、その辺をご説明いただければと思います。

佐藤部会長

これも私、説明不足でございましたけれども、資料の2ページをごらんいただきますと、表の中で、例えば第4回では、自治とは何かの話をして、それ以降、総合計画、予算編成、市民参加、議会と議論していく中で、単に総合計画だけを考えるのではなく、自治の観点から総合計画を考える、一見耳にしてピンとこないところが、自治の定義はどうか、協働の定義はどうかに関係していきますが、ここでの自治というのは難しく考えないで、自分たちの町のことは自分たちで考えて、自分たちの町をつくっていこうよという、そういうスタンスを見た場合、例えば今現状の総合計画というのは、市民から見てわかりやすいかどうかとか、予算編成もそうです、まず自分たちで考えてつくっていこうというときに、全く自分たちのものになってない、計画も予算もですね。議会と相当距離感があるわけですよ、市民から見るとですね。そういう現

状というのは、自治から見た場合の予算のあり方とか、そういった観点で見ていくと、例えば予算編成過程に市民参加ということも出てきているわけですから、そういった見方でとらえ直していただくとありがたいなと思います。

ミスプリントがありまして、15ページで無作為抽出をやめるべきと書いてあるんですが、やるべきの間違いです。申しわけございません。これは、何かと言いますと、ここで議論していたのは市民参加がテーマですが、今回の自治基本条例のように市民公募ですけれども、三鷹市をはじめとして、公募型でなくて無作為抽出型の市民参加の手法も今後取り入れていったらどうかというものです。

伊田（昭）委員

総合計画と自治基本条例とは、非常に密接な関係があると思うのですが、その辺の議論について、お聞かせいただきたいのですが。

佐藤部会長

まだ、自治基本条例としては議論していません。自治と総合計画、自治から見た総合計画のあり方という、私たち市民のための総合計画に今になってないのではないかと、そうであれば、どのようにしていったらいいのかという、そういう観点でしか議論していない。「条例」としての議論は、恐らく今後の課題になると思います。

立石委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは続きまして、第4検討部会にご意見、ご質問をお願いします。

落合委員

第1部会の落合と申します。先ほど説明された資料の3ページで、川崎、大和、札幌、ニセコの条例を確認して、三つの方向性というか、ポイントみたいな確認結果を洗い出しております。その2番目として、自治基本条例と憲法、地方自治法の関係が不明確ではないかということ、その四つの市、町で確認できたということなんです。これから川口市の自治基本条例策定の件に生かしていくということでは、憲法、地方自治法と重複するところとしないところを、どう基本条例に盛り込むかというようなことに示唆を受けられて、第5回で検討されたということになっております。検討した第5回目の部分では、川口市の今後の自治基本条例をつくるうえで、こんなところが問題になるんじゃないかとか、何かそういう具体的なあぶり出しができたのかどうか、その辺のところご紹介いただけたらと思います。

三宅部会長

川崎、大和、札幌、ニセコを検討した結果、それが川口市にどのように参考になったかというご質問ですか。

落合委員

第5回目の検討では、今回の自治基本条例の制定に向けて、何か参考になるようなご意見とか、キラリと光るものが出てきたかどうかとかということ、教えていただけたらということです。

三宅部会長

まず、川崎等の4自治体の先行事例についての特殊性に関する結論は、今のところ出ていません。

例えば、札幌では将来のまちづくりの担い手である子どもに関すること、大和では基地に関する事などが条例の中に盛り込まれており、こうした特徴的な部分を指摘する話が幾つか出ていますが、量的にはそれほど多くないというのが我々の感想です。しかも、書かれている場所についても、大和の場合は基地というのが条文の中に入っていますが、ほとんどが地域の特殊性を前文の中で表しています。川口市の場合でも、例えば、鋳物産業が古くから栄えており現在も元気があるとか、あるいはマンションの住民が増えているとか、いろいろな特殊性がありますが、それらを条文に盛り込むべきかという問題を検討しました。しかしながら、この問題は、他の自治体の事例から見てもそういう項目のピックアップが難しかったのではないかと、さらに、それらを条文に盛り込むのは難しかったのではないかと意見がありました。我々の議論の中でも、せいぜい前文の中でそういった特殊性を盛り込むぐらいしかできないのではないかとということになりました。まだ、具体的、個別的な結論には至っていませんが、大体の雰囲気としては川口市に特殊性はある。しかしながら、これらを盛り込むとしても、せいぜい前文ぐらいだろうという話で、まだ議論を詰めておりません。

落合委員

ということは、問題意識のところ整理された、自治基本条例と憲法・地方自治法との関係が不明確ではないかということについては、重複する、しないところをどう自治基本条例に盛り込むかということでしたので、むしろ盛り込む方向をどう考えるかということでご検討されたということなんですね。

三宅部会長

憲法、地方自治法との重複については、ほかの自治体の例を見ると、そこまで踏み込んでいるところは少ないと思っております。しかしながら、札幌については、できるだけ重複を避けようという傾向があるように考えられます。例えば、市議会を設置

するなどの憲法と重複する規定はなく、具体的に市議会はどういう役割を果たすとか、そういう話から出発しています。つまり、市議会があるとか、あるいは首長がきちんといるとか、そういう話を前提にした上で議論がなされ、条例が制定されたのではないかとすれば、それはある意味で法律レベルの議論、地方自治法の議論を前提として、重複しないという発想があったのだらうと推測することができます。これは札幌に問い合わせる必要があるかもしれませんが、我々の中でもそういう議論があるわけです。

ただ、反対に重複する内容を、逆に積極的に盛り込むべきだという議論もあると思っています。例えば、市長はどういう権限を持っているか、あるいは議会がどういった権限を持っているか、あるいは市民がリコールの権限を持っているとか、こうした重要な規定は、法律に既にも書いてあるわけですが、敢えて重複をいとわず載せるという方法もあるのではないかとということです。ただし、我々の中でも具体的に個別的にどのようにしたらいいのかということは、まだ議論しておりません。

神尾委員

たびたび申しわけございません。第1検討部会の神尾です。

まず、私は、第4検討部会で川崎、大和、札幌、ニセコの4つの条例で確認し合ったというレベルの高さに驚きました。私も同じようなものに目を通しましたが、とても1回では理解できませんでした。何というレベルの高い集団なのだろうと感心してしまいました。やはり、詳しい方の集まりだったのですか。それから副部会長選出にすごく時間をかけていらっしゃるのも第4部会の特徴であると感じますが、そのあたりの事情も教えて下さい。よろしくお願いします。

三宅部会長

まず第1点目は、ご指摘のように、各自治体それぞれの基本条例は膨大な量ですので、これらの条例を一つひとつ見るのは難しい、ましてや全部を逐条的に確認するのは大変な作業になります。ただ、冒頭に目的規定があったり、定義規定があったり、さらに市民の責務とか、あるいは議会の責務、市長の責務とか、オンブズマンを設置するかとか、行政手続きをどうするかとか、大体の項目的な中身はかなり似ているところがあるわけです。

そこで我々は、4自治体の条例が項目ごとに比較できるよう表を作成しました。例えば、行政手続きについては、どの自治体がどういうことを書いているかなど、全条文を表に落とし込みましたので、我々としては、比較しながら一応全て確認しております。従いまして、一つひとつの条文がどうなっているか、逐条的ではなく大体の雰囲気としてですが、どこが似ていて、どこが違うのかというような検討は、一応できたのではないかと考えております。もちろん、今後、さらに検討を深めていくつもり

であります。

それから2点目、ご指摘の副部会長の選出に関する手続きの問題について、多少時間をかけていることなどは他の部会と違うところだと思っておりますが、私は非常に有意義であったと思っております。今日、初めて運営調整部会が開かれるわけですが、実際に運営調整部会がどういう働きをするのか、あるいは全体会との関係がどうなるのか、どういう権限持つのかなど、あらかじめ制定されている審議会の条例や規則に書いてあるわけですが、具体的なイメージをしておかないと、副部会長の選出は非常に難しいと思っております。副部会長にはどういう任務があって、選出された人はどういうことをするのか。実際に運営調整部会を開催してみないと判らない部分があるとは思いますが、これをまず確認するために議論をいたしました。

さらに、実際に副会長を選出するとしても、公募委員の方、あるいは団体選出の方、あるいは議会選出の方など、それぞれに選出母体が異なっているわけです。そうなりますと部会の中での各委員の役割がどうであるか、あるいはもう少し広い言い方をしますと、市政全般の中、あるいは市全体の中で、市民がどう位置付けられるのか、その市民の代表として、例えば公募委員がどういう役割を持っているのかなど、広い意味での話も含めて議論をしております。先ほども我々の本題は市民と条例の関係から自治基本条例を検討すると申し上げましたが、この議論が密接な関係にあると申しましたのは、市民と条例の関係を問う中で、市民の役割、市政の中での役割、あるいは議会の議員の方の役割なども必然的に議論しなければならなくなるということです。そういった重要なことを前もって議論できたということでありまして、大変有意義であったと思うものであります。

立石委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは続いて、第5検討部会に対するご意見、ご質問をお願いします。いかがでしょうか。それぞれの部会で講師を招いて部会を開いています。さらには議論の論点を今の段階では抽出して、それについてどう分析をしていくか、またどう議論していくかというようなことを始め出したところなのかなというふうに思っています。第5検討部会に対するご意見、ご質問がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。

森委員

第3部会の森です。すごく初歩的な質問で申しわけないんですけども、勉強のために教えてください。ガバナンスというのは、どういう意味なんでしょうか。

石井部会長

ガバナンスとは、企業でいえば、企業の統治形態には、外部のチェック機関があって、株主からの補助の体制があって、内部に規定があって、非常に幅広い関係主体で、役所も多分、役所だけ考えるわけじゃなくて、今回役所も、それから市民の町会から含めて市民の協働の組織、それから議会、全体としてこれからの川口市はどのような形で相互にきちんと機能して、相互に牽制し合ってチェックもできる。どんな形をとればいいのかと、そんなところを考えてみたいということで今回、メインテーマにしています。

鈴木委員

済みません。一番最後のページに、中核市の要件を満たすというところがありますが、川口市が中核市でないことの理由で、人口以外の要件でケアできていないものがあるのか教えてください。

石井部会長

中核市というのは法律で決めてるものなんですけども、当初は人口30万人以上のほかに面積の要件と、それから昼間人口比率の要件があって、川口市は人口要件だけは満たしてますけども、外部への流出、いわゆる昼間人口比率が低いということと、それから面積もそんなに大きくないということで申請はしていなかったわけですけども、現在は規制緩和のために人口要件だけしか残ってないです。ですから、この他の越谷とかと同様に、人口要件は満たしているけれど、中核市としての申請はしていない。また、逆の立場からいうと、中核市になったときのメリットを考えたとき、例えば保健所機能が持てるとか、景観規制の権限が持てるとかというのがありますが、今の段階では川口市としてはメリット・デメリットを比較してそういうものを感じていないということなのかもしれません。

小島委員

第4部会の小島と申します。

6ページにまちの安全性というのが出ておりますけども、安全性とは道路交通の安全とか駐車場だけの問題ではないと思うのですが、そこら辺の安全性についての考え方を教えていただきたいと思います。

石井部会長

おっしゃるとおりで、安全性というのは道路交通だけではない。地震とか大規模災害の時の安全性、また治安の意味での安全性なども重要だと思うんですけども。ここにはワークショップで出たキーワードが書いてあるだけで、恐らく町の安全性というのは、ほかも含めて大切だということで、今後、改めなければならないことではな

いかなというふうに思っております。

立石委員長

よろしいですか。ほかによろしいでしょうか。

それでは、いま一度、第1検討部会から第5検討部会まで、何かご質問、ご意見を言い忘れたとか、言いたいということがありましたら、ここでお受けしたいと思えます。

庵地委員

庵地です。先ほど第4部会の方への質問に対してなんですけど、意見なんですけど、4市の自治基本条例を完璧に勉強されたのでしょうかというご意見があったんですけども、第4部会の方からは、宿題がすごくたくさんあって大変だったというお話を聞いたこともありましたし、皆さんが全員完璧に理解された上でのことかという質問は、余り必要のない質問じゃなかったかなと私は個人的に思いました。

以上です。

高橋委員

高橋と申します。第1検討部会の方にお聞きしたいと思えます。

大分歴史の関係で時間を割いてらっしゃいます。こういう特異な部分のことをあえて時間をこれだけ割いてやる意味合いというのは、私自身わかりにくいんですね。ほかの市町村の条例をよく見てないんです、不勉強で。ただこういうふうな歴史性のものを、どういうふうに個々の条文等にうたい込んでいるのか。恐らく余りないんじゃないかなという感じを受けるんですね。もし強いてうたうとすれば、前文なんかを設けてれば、そういう中で歴史は大事な部分ですから、川口市はこういうふうな経緯をたどって今があると、今の川口市があるんだというふうなことは、もちろんうたう必要あるんだろうけども、それにしても随分時間をこれに割くのかなという感じはちょっと思うんですね。もし個々の条例の中に歴史性を持たすんだったらば、どういう形で落とすのか。条例全体としては、どういうふうな体裁になるのかなというところがちょっと疑問に思うので、その辺を聞きたいなというふうに思えます。

金井部会長

ありがとうございます。今のご質問は、私が部会の進め方を提案したとき、まさに市の事務局から言われたことと同じ質問をいただきまして、全く私どもそのとおりかなというふうに思っているところです。

と同時に、自治基本条例がどうしても特殊性がない、先ほど第4部会さんの方ですか、確認するとどうしても似たり寄ったりになるということですが、それは総合計画

の中山さんのインタビューでもありましたように、ある程度同じものになっていくというのは、自治体が総合体であり、多くの人を前提にした組織である以上、ある程度やむを得ないのではないかと思います。メリハリがなくなっていくというのは、行政である以上しようがないのではないかなというように話を伺いました。総合計画に携わった人の話というのをひとつ聞きながら、我々がどういうふうに考えていくのかということの一つの例かなと思います。要は具体的な条文を考えると、我々は先人がやったこと、考えたこと、営みなどをどういうふうに理解して、総合計画などの個々の条文を考えていくのかということも、ひとつ重要な意味があるのではないかなと思っています。そういう意味では、個々の条文に恐らく全部溶け込んでいこうというふうに私自身は思っています。つまり表面に出てくる言葉が同じであったとしても、それがインターネットをもとにそこからコピー・アンド・ペーストで出てきた言葉なのか、それとも我々が自分たちで考え、あるいは先人が考えたことを踏まえながら書いていったのかということによって、意味が変わってくるのではないかなというように考えているところかなというふうに思います。

それから、運営の方法で、これから時間をどの程度割くべきなのかなというのは、実際、部会の中でもいろいろ議論してみたいかなというふうに思っています。

それから三つ目は、具体的なイメージとして、どこにそれがあらわれるのかということですが、典型としては、恐らくイメージ的にあらわれるのは前文のところでは表現するのが一番しやすいだろうというふうには思っております。ある自治体の例では、前文をつくる時に特段の議論もないまま、いきなり前文をつくるという作業に入ってしまったという経験があります。ですから、そのあたり、もう少し全員で共有した前文を書くにふさわしい、恐らく参加している方はある程度、語らない中で共通のものがあったのかもしれませんが、そこら辺をもう一回踏まえた上でやっていくことになろうかと思います。実際問題、これまでの各自治体の自治基本条例の個々の条文は、実は見ていきますと、意外にその自治体に対して思っている個々の委員さんの意見が、如実に反映しているという部分が含まれているのではないかなと思います。

川崎市の例でいえば、総合的権利保障の規定のところがありますが、あれは公害都市川崎の明らかな公害に対する反省を含んだ条文であります。そこでは、ある程度そういう歴史を見るということで、実際はさらっとした形で報告書の文言は書かれていますが、そういうところに非常にあらわれております。川口においてはどういうふうにあらわれるのかなというのは、むしろ私自身大変楽しみにしているところであります。むしろ我々の知見と、それからほかの四つの部会の間で相互作用を起こしながら、何か溶け込んでいくようなものができればなあというふうに思っておりまして、基本的にはすべての条文に反映するというふうに思っています。

林委員

質問というよりも、第1部会の会議に参加しての意見というふうにとらえていただけたらと思います。川口市の戦後史を取り上げて、確かにかなりの時間、手間暇かけたと思います。私は、川口に住んで、92年に引っ越してまいりまして、言ってみれば新住民の方なんです。ここで生まれ育ったお立場で自治基本条例の策定にかかわる方もいるかもしれません。私のようにいろんな経緯を経て、途中から縁あって川口市民となったという方もいると思います。ここに新旧住民の溶け合いということも、何か皆さんのそれぞれの部会の中ににじみ出ているものがあつたと思います。

こうしたときに自分が縁あって住んだ所を、本当にきちんと歴史的経過をたどりながら見ていったこと、これは非常に私個人としても非常に意義ある作業であつたかと、そしてまた、川口らしさというものをとらえていくときに、この部分で歴史的な経緯の精査を皆さんでここで部会でやってきたことは、非常に前向きな意義があつたのかなという気がしております。

以上です。

大崎委員

本日の全体会議の設営、運営について、この会に関係することだと思いますので、ご提案をしたいと思います。

この会に関して事務局から立派な資料を作成していただき、それからこのような席まで設営していただいて、我々委員はただ出てくればよいというところまでご手配いただいた事務局に対して厚く御礼申し上げたい。

ここからが私個人の問題になりますが、そろそろいい年になってきまして、耳が悪いのかもしれませんが、今日のご説明やご質問、質疑等々を聞いておりますと半分しか解らない。言葉が濁っている。それは私自身の耳が生理的な問題で悪いのかもしれませんが、また、ここが体育館ということで反響したり、発言者自身の歯切れが悪かったりと、非常にいい議論を聞いていながら、私には半分しか解りませんでした。

そこで、申し訳ありませんが、少しお金がかかっても、もう少し音が聞こえる、それから皆さんの意見が本当に心までしみ込むような会場をご準備いただければありがたい、こう思いまして発言いたしました。

立石委員長

ほかによろしいですか。

皆様からいろいろとご意見をいただきました。それぞれ皆さん、思いや感じ方、いろいろあるかなというふうに思いますが、これからもそれぞれの部会で私どもが中心になって、ぜひ先ほどの以前にあつたまちづくり基本条例のように忘れられてしまう条例ではなく、市民の皆さんに親しまれる条例づくりにご尽力いただきたいというお

話をさせていただいて、次第の3については閉じさせていただきたいと思います。ご協力、どうもありがとうございました。

(拍手起こる)

5 運営調整部会の設置及び委員の承認について

立石委員長

続いて、次第の4 運営調整部会の設置及び委員の承認について、事務局から説明を求めます。

総合政策課長

私の方から冒頭に運営調整部会の役割について、考え方を述べさせていただきます。運営調整部会の役割の一つ目としては、各部会間の意見の調整に関することとなります。条例に盛り込む基本的事項の検討を五つの部会で行っておりますことから、部会相互間の意見の調整を任せていただきたいと、このように考えているところであります。

しかしながら、意見の調整が不調に終わることや意思統一ができないことなども想定されますことから、部会長及び副部会長さんには、運営調整部会での結果を再度検討部会でご検討いただくこともあろうかと存じます。

さらには、各検討部会での課題等の対応なども考えられますので、その対応についてもお願いするようになってまいりたいと思っております。

二つ目といたしましては、条例素案の作成に関することとなります。理念条例とされている自治基本条例では、条例に盛り込むべき項目の選択をすることとあわせて、条文をわかりやすく平易な言葉で解説する、先ほどから出ていますが、逐条解説というもの、これが特に重要であると考えているところであります。

なお、文案を作成することとなりますが、この役割を運営調整部会にお任せするか、あるいは専門の部会を設けるか、あるいは検討部会でそれぞれ検討していくのか、これらについて今後運営調整部会の中でご検討いただきたいと、このように考えております。

三つ目といたしましては、企画立案に関することで、広く市民の意見を取り入れるために、どのようなことを行ったらいいのか等を企画することとなります。現在、市では条例や基本的な計画を策定する場合、条例案、計画案などを公開し、パブリックコメントを行っています。

今回の自治基本条例の性質を考えた場合、どの段階で、例えば広報紙の発行、あるいは先ほどから出ておりますPI、これは川口市の場合、まちかど懇談会というよう

な表現をしていますが。したがって、市民から意見を拝聴する機会、このようなものをどのように実施するかなどについて、その時期、メンバー構成なども含めてご審議いただき、具体化していくことになろうかと思えます。

また、それぞれの検討部会から提案された企画案につきましても、運営調整部会で審議していただきたいというふうに考えております。

四つ目としましては、情報共有に関することでもあります。今回の策定委員会が該当いたしますが、各部会で何が議論されているのか、何が問題になっているのか、どこまで進んでいるかなどの経過報告や資料等の情報を運営調整部会を通して共有することでもあります。したがって、部会長さん及び副部会長さんは、検討部会で調整部会の内容を報告していただきたい、このように考えているところでございます。

五つ目といたしましては、中間報告書の作成に関することでもあります。スケジュール案で申し上げますと、平成20年、来年の3月にはこれまでの結果、経過を取りまとめていただいてご報告いただきたいと考えております。でき得るならば条例素々案を期待しているところでございます。

なお、進行管理、スケジュールにつきましても運営調整部会でご審議いただきたい、このように考えております。

最後に、その他といたしまして、条例の制定に関し必要と認める事項を検討していただきたい、このように考えてるところです。

以上でございます。

立石委員長

私といたしましても、策定委員会の主体的な運営に資するためにも、運営調整部会でしっかりと議論して参りたいと思えます。

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは引き続き、お手元の資料ナンバー6をご覧いただきたいと思えます。この運営調整部会は各部会長さんと各検討部会で選出していただきました2名の副部会長さん、そして、策定委員会の委員長で組織をするということといたしたいと存じます。これから正副部会長さんのお名前をお呼びいたしますので、それぞれ第1検討部会からご起立をいただければと思えます。

第1検討部会から金井部会長さん、金子副部会長さん、神尾副部会長さん、第2検討部会からは平部会長さん、高橋副部会長さん、永瀬副部会長さん、第3検討部会から佐藤部会長さん、浅羽副部会長、鈴木副部会長さん、第4検討部会からは三宅部会長さん、堀和副部会長さん、吉澤副部会長さん、第5検討部会から石井部会長さん、伊田副部会長さん、豊田副部会長さん、そして私、立石泰広の16名で運営調整部会を構成していきたいと思えます。

ここで皆様のご承認をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手起こる)

立石委員長

ありがとうございました。それでは、運営調整部会の設置は承認されました。

6 その他

立石委員長

それでは、次第の5 その他として事務局から何かあれば、お願いします。

総合政策課長

この後、第1回運営調整部会を開催していただきたいと存じます。ただいま選任されました委員さんにおかれましては、3階の会議室の方で開催いたしますので、ご移動の方をよろしく申し上げます。また、他の委員さんは以上で委員会が終了となります。

なお、運営調整部会の傍聴は可能でございますので、よろしくお願いいたします。

7 閉会(午後8時20分)

立石委員長

以上をもちまして第3回自治基本条例策定委員会は閉会とします。ご協力ありがとうございました。